

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月17日

横浜市契約事務受任者  
旭区長 権藤由紀子

1 契約の概要

左近山保育園における駐車場整備委託

2 履行(納品)場所

横浜市立左近山保育園(横浜市旭区左近山1997)

3 契約日

令和6年5月21日

4 履行日又は履行期間

令和6年5月21日から令和6年6月30日まで

5 契約金額

4,400,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

サン建設株式会社(横浜市旭区上川井町2448-13)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

車両を登降園時に使用する必要のある園児の受入を緊急的に行うことになった。左近山保育園は医療的ケア児サポート保育園に認定されているにもかかわらず、専用駐車場が整備されていない。

令和6年7月入所予定の医療的ケア児の受入に向けて必要な設備であり、可及的速やかに整備する必要があるため。

8 契約の相手方の選定理由

本件は、施工すべき内容が多だけでなく可及的速やかな対応が必要であったため、見積書の提出を打診した複数社から断られている状況であった。加えて、保育所という施設の性質上、現場作業においては安全を確保し、短期間に適正かつ円滑な施工をしなければならないため、旭区内における施設工事实績が豊富であり、取締役が一般社団法人横浜建設業協会旭区会会長であるなど信頼度が高い事業者を選定した。

9 所管課

旭区子ども家庭支援課